

## ヘルパーステーション サンシャインビラ

### 指定障害福祉サービス事業 指定居宅介護 運営規定

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人福陽会が開設するヘルパーステーション サンシャインビラ（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

##### 第2条

- 1 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ヘルパーステーション サンシャインビラ
- ② 所在地 東京都福生市熊川1494-3 上福ビル2階

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

※員数及び職務内容は別紙参照

#### (営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日 年中無休
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。
- 4 サービスの提供は、365日、24時間おこなう。

#### (指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

##### 第6条

- 1 提供内容は、次のとおりとする。
  - ① 居宅介護  
身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助  
家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事
  - ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者等であって常時介護を有する障害者に対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに  
外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

- 2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：特定無し。

重度訪問介護：特定無し。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福生市、羽村市、昭島市、あきる野市、立川市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅介護職員等は、指定居宅介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第10条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条

- 1 指定居宅介護事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - ① 採用時研修 採用後1カ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

平成20年5月13日	一部改正
平成22年5月1日	一部改正
平成23年6月15日	一部改正
平成25年5月1日	一部改正
平成26年5月1日	一部改正
平成27年8月1日	一部改正
平成28年5月14日	一部改正
平成30年8月15日	一部改正
令和元年7月30日	一部改正
令和元年12月5日	一部改正
令和2年5月1日	一部改正
令和6年12月1日	一部改正

## 【別紙】

(職員の職種、員数及び職務内容)

### 第4条

- 1 管理者 1名(常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 2 サービス提供責任者 4名(常勤 4名うち1名は管理者と兼務)  
介護福祉士 4名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。

- 3 居宅介護員等

	常勤	非常勤
介護福祉士	4名	4名
2級課程修了者	0名	2名

居宅介護員等は、障害者(児)の居宅介護、重度訪問介護の提供にあたる。

- 4 事務職員 1名(非常勤1人)  
必要な事務を行う。